

# **第25期宝塚市農業委員会**

## **令和7年第9回議事録**

(2025年)

**令和7年9月22日**

(2025年)

**宝塚市農業委員会**

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第9回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)9月22日(月)14時00分～15時10分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

11番西田勝

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第81号 非農地証明願の件

2 議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件

3 議案第83号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

4 議案第84号 特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件

1 報告第89号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第90号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第91号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

4 報告第92号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

## 第25期宝塚市農業委員会令和7年第9回総会

日時：令和7年9月22日

開会 午後2時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和7年第9回の総会を開催します。

本日は西田委員が欠席ですが、会議に必要な過半数は出席しておりますので、第9回総会は成立しております。本日の議事録署名委員は、4番小中委員、7番阪上照一委員にお願いします。それでは総会を始めます。事務局長から諸般の御報告をお願いします。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、それでは、議案審議に移りたいと思います。

議案第81号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第81号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので、御審議願います。全部で2件ございます。

1件目、願出人が(住所)、(氏名)さんほか1名です。届出地が寿町(地番)、地目は田、地積が148㎡で、所有者が(氏名)さんほか1名です。農地でなくなった時期と現況は、昭和51年2月5日から宅地として利用されていきました。宅地は既に取りつぶされ、現在は駐車場と奥の宅地の一部として利用されています。証明を必要とする理由は、地目の変更登記のため。その他として、昭和52年の建物登記簿及び昭和58年の建物図面の添付。申請者(住所)、(氏名)さん(持分3分の2)、(住所)、(氏名)さん(持分3分の1)です。位置図は、3ページを御覧ください。

2件目、願出人が(住所)、(氏名)さんです。今回の申請地が、山本野里(地番)、地目は畑、地積が105㎡。所有者は申請者と同じく(氏名)さんです。農地でなくなった時期と現況は、昭和50年前から倉庫として利用。現在、建っている倉庫は、昔の倉庫が火災で燃えた後、再建築したものだそうです。証明を必要とする理由は、地目変更登記のため、その他として、2005年の国土地理院の航空写真の添付がございました。位置図は、4ページ目を御覧ください。

○林会長 地区委員の意見をお伺いしたいと思います。1件目、古野委員。

○古野委員 現地へ行ってまいりました。明らかに駐車場でした。

○林会長 2件目、阪上推進委員。

○阪上推進委員 駐車場、倉庫になっていますが、問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので証明することといたします。

次に、議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件を議題といた

します。事務局から説明願います。

○事務局 議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件。

公益社団法人ひょうご農林機構（農地中間管理機構）から農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画について意見を求められましたので、御審議願います。

貸主は、（住所）、（氏名）さん。借主が（住所）、（氏名）さん。届出地が長谷字（地番）ほか3筆、地目は田、地積は4筆合計で6,297㎡です。始まりが公告日、終わりが公告日から10年間、種類は使用貸借権です。申請地ほか3筆は、長谷字（地番）・田・959㎡、長谷字（地番）・田・1,267㎡、長谷字（地番）・田・1,416㎡となっております。本件によって長谷地区の地域計画の達成に支障は生じないことを既に確認しております。

○林会長 地区委員の意見をお伺いします。小畑推進委員。

○小畑推進委員 作られているので問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。

特にないようですので、採決いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項及び第4項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取の件についての関係ですが、本件に対しまして御意見、御質問はございますか。特にないようですので、意見なしとすることに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので、意見なしとすることといたします。

次に議案第83号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局、説明願います。

○事務局 議案第83号 生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による「農業の主たる従事者」の証明願がありましたので、御審議願います。では、10ページを御覧ください。

申請者が（住所）、（氏名）さんです。申請地が山本野里（地番）、地目は畑、地積は492㎡です。耕作者が（氏名）さんで、今回証明する従事者も（氏名）さんです。申請理由は、（理由）です。事実の発生日が（日付）です。位置図は、11ページを御覧ください。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いします。阪上推進委員。

○阪上推進委員 はい、特に問題ないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で御意見、御質問ございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地の係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

（挙手）

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。

次に議案第84号 特定農地貸付（市民農園開設）承認申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第84号 特定農地貸付（市民農園開設）承認申請の件。別紙のとおり、特定

農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき承認申請がありましたので、御審議願います。

開設者の方が、(住所)、(氏名)さん。申請地が亀井町(地番)、地目は田、地積が1,114㎡のうち1,067.1㎡。区画数は、90区画(4.8㎡)で、10区画が3㎡となっております。貸付期間は1年間で、募集内容はチラシ配布・インターネットなどによる一般公募です。賃料が4.8㎡のほうは、年間2万6,400円、3㎡のほうは1万9,800円となっております。借受者の行為制限として、建物及び工作物の設置、営利を目的とした作物の栽培、貸付農地の転貸、野菜もしくは草花等以外の栽培、指定された区画以外の立入等、他の借受者に迷惑を及ぼす行為、近隣の土地への立入、農作業で発生したごみの放置及び周辺道路への駐車等近隣住民に迷惑を及ぼすこと。その他としまして、貸付協定が添付されておりました。位置図は14ページ、配置図は15ページ目で御確認をお願いいたします。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。平塚委員。

○平塚委員 現在、半分以上が空きになっていまして、(事業主)が撤退するなら、独自で、貸農園をしようという流れで、こういう形になったわけです。本格的な貸農園の始動とか、そういうのも含めてやっていきたいとおっしゃっていたので、問題はないかとは思いますが。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問等ございますか。特にないようでしたら、採決いたします。特定農地貸付(市民農園開設)承認申請の件について、承認することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、承認することといたします。続いて報告事項に移りたいと思います。報告第89号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第89号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者、(住所)、(氏名)さんです。届出地が、安倉中(地番)ほか1筆で、地目は畑、地積は1,042㎡(2筆合計)です。耕作者は届出者と同じです。転用目的としては、福祉施設の建設と駐車場です。造成期間が令和7年10月1日から3か月間で、建設期間が令和7年12月1日から3か月間です。施設の概要は、福祉施設1棟と駐車場が21台です。面積が福祉施設のほうは、293.67㎡が建築面積で、駐車場は敷地面積が543.77㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付がございました。隣接農地が届出者の所有地のため同意書の添付はございません。届出地の内訳は、安倉中(地番)・畑・862㎡と(地番)・畑・180㎡の2筆です。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いします。田中委員。

○田中委員 はい。特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないようですので、次に移ります。報告第90号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第90号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目、届出者の譲受人が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地が安倉南(地番)、地目は畑、地積が278㎡、耕作者は(氏名)さんです。転用目的は資材置場。造成期間が令和7年10月1日から7日間。建設期間と施設の概要が空いておりますが、特に工事することなく、土のまま資材置場として利用すると聞いております。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合同意書の添付、隣接農地は届出者の所有のために同意書の添付はありません。今回、工事関係の機械置場として利用されるということです。

2件目、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が(住所)、(氏名)さん。届出地が、安倉北(地番)ほか1筆、地目は畑、地積が2筆合計で626.86㎡。耕作者は(氏名)さんです。転用目的は住宅用地、造成期間が令和8年1月1日から150日間、建設期間も同様です。施設の概要が、木造2階建て6棟、面積が延床面積で約100㎡。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合の同意書の添付。今回、隣接農地がないので、同意書の添付はありません。届出地のほか1筆ですが、安倉北(地番)・田・2.86㎡となっております。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いします。1、2件目、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問ございますか。特にないので、次に移ります。報告第91号 農地法第18条第6項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第91号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

賃人が、(住所)、(氏名)さんです。借人が、(住所)、(氏名)さんです。届出地が中筋(地番)、地目は田、地積が406㎡です。合意解約が成立した日は令和7年8月20日で、土地の引渡時期も同じく令和7年8月20日です。離作補償の条件等はなしで、残存小作権の解除になります。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で何か御意見、御質問ございますか。特にないので、次に移ります。

報告事項第92号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局 報告第92号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

今回は全部で8件ございます。1件ずつ御説明させていただきます。

まず1件目、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は、令和4年8月16日から令和7年8月5日。耕作面積が1,635㎡、納税猶予農地は、山本丸橋(地番)ほか2筆、合計3筆で面積は1,508.22㎡となっております。証明年月日が、令和7年8月5日。その他の願出地は、(地番)・田・446㎡のうち369.62㎡、こちらは畑で利用されていまして、口谷西(地番)・畑・50

5㎡のうち454.60㎡、こちらは植木として利用されていました。

2件目。申請人が(住所)、(氏名)さん。農業経営期間が令和4年8月30日から令和7年8月5日。耕作面積が1,868㎡。納税猶予農地が長尾町(地番)ほか2筆、合計3筆。面積は、1,868㎡。証明年月日は令和7年8月5日。願出地のほか2筆ですが、長尾町(地番)・田・823㎡、(地番)・田・634㎡。3筆とも肥培管理をされていました。

3件目。申請人が、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年8月11日から令和7年8月5日。耕作面積が3,410㎡。納税猶予農地が中筋(地番)ほか3筆、合計4筆。面積は3,410㎡。証明年月日は令和7年8月15日です。その他としまして、ほか3筆ですが、中筋(地番)・田・694㎡、(地番)・田・1,259㎡、(地番)・田・317㎡、全て水稲として利用されています。

4件目。申請人の方、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年8月31日から令和7年8月20日です。耕作面積は968㎡。納税猶予農地は、安倉南(地番)ほか2筆、合計3筆。面積が968㎡。証明年月日は令和7年8月20日です。その他としまして、願出地ほか2筆ですが、安倉南(地番)・田・379㎡、こちらは畑と肥培管理として、(地番)・田・286㎡、こちらは肥培管理をされていました。

5件目。申請人が、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年8月24日から令和7年8月20日。耕作面積は502㎡。納税猶予農地が、貸付地として1筆ありまして、口谷東(地番)、面積は貸付地が502㎡です。証明年月日は令和7年8月20日。こちらは、果樹・野菜をされています。

6件目。申請人が、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年8月24日から令和7年8月25日。耕作面積が3,965㎡。納税猶予農地が山本中(地番)ほか2筆、合計3筆で面積は3,965㎡です。証明年月日は令和7年8月25日。願出地でほか2筆ですが、山本南(地番)・田・1,576㎡、(地番)・畑・991㎡、それぞれ植木として利用されています。

7件目、申請人が、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年9月14日から令和7年8月25日。耕作面積は1,755㎡。納税猶予農地が、中筋(地番)ほか5筆、合計6筆。面積は1,755㎡。証明年月日は令和7年8月25日です。ほか5筆ですが、中筋(地番)・畑・188㎡、(地番)・畑・59㎡、(地番)・畑・12㎡、(地番)・田・396㎡、(地番)・田・396㎡、全て植木として利用されています。

8件目、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年9月14日から令和7年8月25日。耕作面積は1,364㎡。納税猶予農地が、中筋(地番)ほか1筆、合計2筆で面積は1,364㎡です。証明年月日は令和7年8月25日。ほか1筆が、中筋(地番)・田・1,002㎡で、水稲として利用されています。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問等ございますか。特にないようですので、以上で本日の議案4件、報告4件についての審議等は終了させていただきます。

これもちまして、令和7年第9回総会は閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長)            林 五郎

4番                    小中和正

7番                    阪上照一